不適切な服務管理

【地方公務員法】

(職務に専念する義務)

第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

【職務に専念する義務の特例に関する条例】

（職務に専念する義務の免除）

第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

三　前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合

【職務に専念する義務の特例に関する規則】

（職務に専念する義務の免除）

第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

十二　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合

【令和５年５月８日付け改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領】

第８－３　新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務専念義務免除の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の服務上の取扱いについては、本府人事委員会との協議の上、職免規則第２条第12号に該当するものとし、職務に専念する義務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)　職務に専念する義務を免除する場合

ｂ　保健所（帰国者・接触者相談センター）等から新型コロナウイルス感

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 総務部　統計課 | 新型コロナウイルス感染症に係る職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 承認日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | 免除願の理由 |
| Ａ | 令和４年９月６日 | 午前９時30分から午後６時00分まで（全日） | 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性があったため |
| 令和４年９月７日 | 午前９時30分から午後６時00分まで（全日） | 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性があったため |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合(2)　職務に専念する義務を免除する期間(1)ｂに該当する場合、濃厚接触者として外出自粛等の協力要請を受けた期間又は時間 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月９日から同月27日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| スマートシティ戦略部スマートシティ戦略総務課 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和４年８月１日 | 令和４年７月29日 | 令和４年８月２日 | 460円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月９日から同月27日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| スマートシティ戦略部スマートシティ戦略総務課 | 　人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 人間ドック | 令和４年11月30日 | 午前９時30分から午後０時15分まで | 午前９時30分から午後6時00分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの人間ドック、婦人科検診、大腸検診（以下略） | （略） |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月９日から同月27日まで）

スマートシニアライフ事業について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：スマートシティ戦略部戦略推進室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　スマートシニアライフ事業の概要高齢者がいきいきと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民連携で構築し、タブレット等のデジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供する事業(1) スマートシニアライフ事業の目標・大阪府内のシニア層及びその家族を対象として、「高齢者にやさしいまちづくり」にフォーカスし、ICTをベースとしたシニアサポートサービスを提供。・持続可能な形で住民QOL向上を進めるために、民間事業として収益を確保しながら社会課題に挑むエコシステムを構築し、併せて府の参画による公益性を維持担保するガバナンスを通じて、社会的弱者への資源配分とデータの積極的活用を企図。・行政及び民間サービスをワンストップで府域全体に提供するプラットフォームの構築・運用。(2) 府事業として実施する理由・行政が事業への参画企業やサービス・コンテンツの選定に関わることで公平性も担保され、利用者に安心感をもって利用してもらうことができる。・高齢者の様々なニーズに対応した多様なサービスをワンストップで使えるような仕組みづくりや、行政と民間のデジタルサービスを提供するプラットフォームづくりは、民間事業者のみでは利害調整等が難しい。・民間事業者として、市町村単位では採算性を確保するためのスケールメリットが働かない。　等(3) 「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会」の設立についてスマートシニアライフ事業の事業化に向けた課題等を把握するため「スマートシニアライフ実証事業」を実施することを目的として、大阪府と民間企業（当初21社。現在29社）で「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会」（以下「協議会」という。）を設立した（令和３年12月15日）。(4) 運営形態の検討状況・令和４年度から協議会の参画企業と事業体の設立に係る検討を実施。・令和５年度中はLINEを活用して事業を実施し、来年度以降の事業主体については、今年度中を目途に、協議会参画の企業とともに議論を進める予定。２　現在までの事業の実施状況(1) 「スマートシニアライフ実証事業」の実施スマートシニアライフ事業の事業化に向けた課題等を把握するため、協議会を設立し、令和４年２月から実証事業を開始。ア　実証事業の状況(ｱ) 実証事業の内容：高齢者にタブレットを貸出し、実際のサービスの利用を通じて、サービス内容の改善、事業可能性の検討等に活かす。(ｲ) 実証事業の対象者：シニア層及びその家族（50歳以上）イ　実証事業の実績・予定(ｱ) 第１期実証事業（令和４年２月～令和４年９月）・団塊の世代が多く、高齢化が進むニュータウンでの事業可能性を検証。・泉北ニュータウンを中心とした堺市南区、大阪狭山市の狭山ニュータウン、河内長野市南花台地区で実施(ｲ) 第２期実証事業（令和４年12月～令和５年５月）・持続可能な公民連携事業として都市部での事業可能性を検証。・大阪市生野区、住吉区、東住吉区で実施。(ｳ) 第３期実証事業（令和５年９月～令和６年２月）・積極的にスマートシティ化を進める市町村で実証事業を実施するため、府内全市町村に事業への参画希望を照会。・大阪市阿倍野区及び泉大津市で実施予定。(2) LINE公式アカウント「おおさか楽なび」の開設スマートシニアライフ事業の認知や利用者拡大を図ることを目的に、令和４年12月、同事業のLINE公式アカウントとして開設。ア　「おおさか楽なび」開設の経緯高齢者のスマートフォン所有率が年間約10％程度上昇していること、SNSの中でLINEの利用率が高いことを踏まえ、多くの高齢者により身近にデジタルの便利さを感じてもらうことを目的として開設。イ　現在の状況登録者数：62,753人（令和５年７月18日14時現在）ウ　スマートシニアライフ事業における位置づけ現在、「おおさか楽なび」は、スマートシニアライフ事業において複数のサービスを一元的に提供するポータルとして位置付けており、これまでの実証事業を踏まえ、「おおさか楽なび」を通じたサービスの利用促進を図っていく。３　サービス・コンテンツの選定等(1) 現行の提供サービス「暮らしサポート」、「まいにち健康」、「ライフプラン」、「文化エンタメ」、「日常メニュー」の５分野19サービスを提供（令和５年７月１日現在）。(2) サービス・コンテンツの選定、企業の参画手続・サービス・コンテンツは、同一プラットフォーム内で同様のサービスが乱立することで利用者の混乱を招かないよう、１業種１者を原則として、大阪府が協議会参画企業と調整した上で決定。・サービス・コンテンツを選定するにあたり、採用するかどうかの基準（デザインや安全性を含む）は設定されていない。・企業の参画に関しても、参画基準や大阪府内部における手続が定められておらず、決裁による意思決定もしていない。 | １　スマートシニアライフ事業については、これまで２期にわたり実証事業を実施してきたが、スマートシニアライフ事業の最終的な達成目標や運営形態が定まっておらず、また、計画や工程、スケジュールも明確になっていないことから、事業の実現に懸念がある。２　提供するサービス・コンテンツは、１業種１者を原則として、大阪府が協議会参画企業と調整した上で決定しているが、１業種１者に絞りこむことが、多様なサービスの提供を通じて高齢者の生活を支援してQOLの向上を図るという事業の目的と整合しているのか検証されていない。企業の参画やサービス・コンテンツの選定についての基準や手続も定められておらず、公平性や適正性等について十分に担保されていない。 | １　民間企業や市町村と協働で、サービス・コンテンツの内容が充実したプラットフォームを構築するため、実証事業の成果を踏まえて、早期に事業全体の計画を策定し、具体的な目標や工程、スケジュールを明確にされたい。２　サービス・コンテンツについて１業種１者を原則とすることが、府民の利便性の向上に役立つものとなっているのか、府民や民間企業のニーズも踏まえながら、改めて検討されたい。また、民間企業の参画やサービス・コンテンツの選定について明確な基準と手続を整備されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和５年８月４日、事務局：令和５年６月９日から同月27日まで）

管外旅費の支給事務等の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 府民文化部府政情報室 | 令和４年度において５件の管外出張があったが、全件について復命書が提出されていなかった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 | 出張先 | 人数 |
| バスターミナル開業式典等 | 令和４年９月14日から同月15日まで | 東京都中央区 | ２名 |
| ご当地キャラ博 | 令和４年10月21日から同月23日まで | 滋賀県彦根市 | ２名 |
| 令和４年10月21日から同月22日まで | １名 |
| 令和４年10月22日 | １名 |
| 令和４年10月23日 | ２名 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府庶務規程】（復命）第29条　出張した職員は、用務が終わったときは速やかに帰庁し、復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。【管外出張等に係る復命について（通知）（平成10年３月24日付け人第540号）】１　職員が管外へ出張した場合又は管内で宿泊を伴って出張した場合（大阪府防災・危機管理当直実施要綱に定める宿直のために管内で出張した場合を除く。）には、大阪府庶務規程第29条ただし書に規定する軽微な事項には当たらず、復命書を提出しなければならないことにする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月８日から同月20日まで）

通勤に係る費用弁償の事後の確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 商工労働部　中小企業支援室 | 　通勤に係る費用弁償の事後の確認について、非常勤職員にセルフチェックシート及び定期券の写し等の提出を求めていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認書類 | 非常勤職員数 |
| セルフチェックシート | ９名 |
| 定期券の写し等 | ３名 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【一般職非常勤職員就業等規則】（通勤に係る費用弁償の事後の確認）第24条 知事は、現に通勤に係る費用弁償が支給されている一般職非常勤職員について、その者が第22条第１項の対象者たる要件を具備するかどうか及び通勤に係る費用弁償が適正であるかどうかを当該一般職非常勤職員に通勤定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。【通勤に係る費用弁償の事後の確認の取扱いについて（通知）（平成28年９月30日　人事局長）】１ 事後の確認所属長は通勤に係る費用弁償の事後の確認を次の２、３の規定により実施するものとする。２ セルフチェック所属長は、現に通勤に係る費用弁償を支給する非常勤職員からセルフチェックシート（様式１）の提出を求め、当該非常勤職員の届け出た通勤の実情どおりの交通機関等を利用又は使用し、その運賃等を負担していることを確認するものとする。(以下略）(１)実施日等ア 毎年度１回、非常勤職員への予告なしに実施すること。なお、実施日については、原則、常勤職員と同時期とする。３ 定期券等の確認所属長は、現に通勤に係る費用弁償を支給する非常勤職員から、定期券等の提示及び確認のため定期券の写し等の提出を求め、当該非常勤職員の届け出た通勤の実情どおりの交通機関等を利用又は使用し、その運賃等を負担していることを３(１)～(４)の規定のとおり確認するものとする。（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月５日から同年７月４日まで）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 商工労働部　中小企業支援室 | 普通財産の貸付の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | 8258.13㎡ | 大阪繊維リソースセンタービルの敷地 | 12,695,200円（注１） | 平成24年11月１日から令和24年10月31日まで |

（注１）公有財産台帳では、年間貸付料の改定に伴う登載が行われず、「12,972,300円」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産規則】(貸付状況の確認)第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月５日から同年７月４日まで）

大阪人材確保推進会議の取組について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：商工労働部雇用推進室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　３業界（製造業、運輸業、建設業）の人材確保に関する状況・大阪府の３業界の職業別有効求人倍率は、生産工程（製造業）1.97、輸送・機械運転（運輸業）2.89、建設・採掘（建設業）7.56となっており、大阪府の有効求人倍率1.33倍（全国1.32倍、近畿1.21倍）よりも厳しい状況となっている。【大阪労働局発表：大阪労働市場ニュース令和５年４月分】２　大阪人材確保推進会議（以下「推進会議」という。）の概要について（1）設置根拠・平成28年12月、大阪人材確保推進会議設置要綱に基づき設置（座長：大阪府副知事　事務局：商工労働部雇用推進室）（2）目的・役割・人材確保を必要とする業界等及び当該業界等の企業のイメージアップや雇用促進・官民が一体となって人材不足業界のイメージを変えていく、決意表明の場・業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るための場（3）構成団体（令和５年８月１日現在）・業界団体10団体（製造分野２団体、運輸分野３団体、建設分野４団体、インバウンド関連分野１団体）・行政機関６機関・協力機関13機関（金融機関、企業、大学等）（4）取組内容・各業界の人手不足の現状、課題、取組等の共有・各構成団体が実施する人材確保のための取組の連携・協力の検討、より効果的な実施に向けた情報提供、意見交換・大阪人材確保推進会議Ｅカンパニー（以下「Ｅカンパニー」という。）の認定３　推進会議の運営状況と効果検証について（1）運営状況ア　平成28年度から令和元年度まで・各構成団体が実施する事業をまとめた事業実施計画及び事業実績等を議題に対面方式で開催している。・推進会議では、事業実施計画の中で、各構成団体の取組とその目標が示されている。・開催後は、各団体からの発言をまとめた議事録を作成し、府ホームページ上で推進会議の活動実績として公表している。イ　令和２年度から令和４年度まで・有効求人倍率が低下し、完全失業率が悪化するなど、人材不足から人材が過剰な状況になったことで、人材確保ではなく、雇用の維持に注力することとなり、事業実績の取りまとめを控えたとし、府が実施する事業を議題として書面開催している。・書面開催において、議題に対する意見等がなかったことから活動実績は府ホームページに掲載していないとしている。ウ　今後（令和５年度から）・人材不足の状況を踏まえ、業界団体等の意見を聴きながら、より人材確保につながる運営方法を検討していきたいとしている。（2）効果検証・目標とする求人倍率や活動指標については、推進会議が、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るための場であり、目標設定やその進捗管理を含めて業界団体をはじめとする構成員の自主的な取組を促進することとしているため設定していないとしている。・事業の効果検証は、推進会議において事業実績に基づき議論し、意見を次の事業実施に反映させているとしている。４　Ｅカンパニー認定の効果について（1）認定制度ア　Ｅカンパニー・人材確保のため、時代の変化に対応し、女性・若者に魅力ある職場づくりと、女性・若者に向けた情報発信・着信に取り組む、熱心（Eager）で、これからの変化や成長が楽しみで、わくわくする（Exciting）、意欲と行動力のあるすぐれた（Excellent）、良い（E:イー）企業のこと。イ　目的・ねらい・人材確保のため、時代の変化に対応し、魅力ある職場づくりと情報発信・着信に熱心に取り組む等の企業を認定することで、各業界を代表する旗振り役を増やし、業界全体のイメージアップを図る。ウ　認定フロー・業界団体から推薦を受けた企業が、職場環境整備や魅力発信力の向上を図るプログラム（「ワークアップ計画」）（※）を修了し、かつ、推進会議の取組への協力（職場体験の受入れ等）を表明した企業を推進会議において認定している。　※ワークアップ計画は、推進会議の取組として実施し、当該計画の内容等の評価は、各セミナー等の参加者に対しアンケート調査を行っている。エ　認定等の状況・平成30年度から令和２年度までに、合計65社を認定している。そのうち、３業界（製造業・運輸業・建設業）は62社が認定されている。・令和３年度及び令和４年度は、コロナ禍の影響により認定のための参加企業の募集を実施していない。・令和５年８月１日現在、参加企業の募集に向けて調整中とのこと。（年度別の認定実績）平成30年度：製造業３社　運輸業14社　建設業10社　計27社令和元年度：製造業３社　運輸業18社　建設業７社　計28社令和２年度：製造業１社　運輸業５社　建設業１社　インバウンド関連分野３社　　計10社オ　効果検証・Ｅカンパニーの認定の効果について、指標等の設定による効果検証は行っていない。・令和２年１月、平成30年度及び令和元年度のＥカンパニー認定企業の55社に対して、アンケート調査を実施。その後は、アンケート調査は実施していない。・アンケートでは、Ｅカンパニー認定前の求人への応募者数は把握していない。・Ｅカンパニー認定後、人材募集について良い変化があったかの問いでは、「いいえ」の回答が22社で「はい」の16社を上回っていた。「いいえ」の理由については、「これから人材募集を始める予定です」以外の理由は把握していない。（2）Ｅカンパニーの周知及び認知の状況ア　周知の状況・求職者向けのＥカンパニーの説明動画を作成し、大阪府緊急雇用対策特設ホームページで配信するとともに、Ｅカンパニーの求人特集ページを設け、求人情報を求職者に発信している。・Ｅカンパニーを紹介する大型のパネルを作成し、合同企業説明会など、求職者が集まる場で周知している。・認定を受けたＥカンパニーや業界団体において、自社ホームページ、名刺、求人情報等への記載、合同企業説明会等でのＰＲを実施している。イ　認知の状況・アンケートなどによる、Ｅカンパニーについての認知度の把握は行われていない。・推進会議の運輸関係の業界団体へのヒアリング（令和５年２月実施）において、Ｅカンパニーの認知度アップが課題との意見がでている。 | １　業界のイメージアップや雇用促進を図るためには、各構成団体が実施する取組の効果を検証し、より効果的な取組につなげていくことが重要であるが、推進会議は各構成団体が相互に連携・協力を図り自主的な取組を行う場であるとして、目標設定や進捗管理は行われていない。また、令和２年度以降、府や業界団体等が行う人材確保のための取組が府ホームページ等で発信されていない。２　Ｅカンパニー認定の効果を高め、認定企業を増加させるためには、認定の効果を検証し「ワークアップ計画」の充実や認知度の向上等につなげることが重要である。しかしながら、認定企業へのアンケートにおいて、認定前後の応募者数の比較を行っていないこと、認定による良い変化がないと回答した企業に対して具体的理由を把握していないことなど、効果検証が十分に実施されているとはいえない。３　Ｅカンパニーの目的である業界全体のイメージアップを図るためには、Ｅカンパニーが広く周知され、府民の認知度を高める必要があるが、Ｅカンパニーに対する認知度の把握が行われておらず周知活動の効果を把握することができていない。 | １　推進会議において、各構成団体共通の取組方向を示すとともに、取組の成果についての意見交換などを通じて、より効果的な取組につなげるなどPDCAサイクルの機能が発揮されるよう検討されたい。また、推進会議での取組の成果を府ホームページ等に掲載し、府民への情報発信を図られたい。２　認定による効果を検証するため、認定前後における応募者数の増減や認定により良い変化が生じなかった理由の把握が可能となるよう、アンケート内容を工夫されたい。　　また、アンケート結果を踏まえて、推進会議で検討することにより、ワークアップ計画等の改善・充実に努められたい。３　OSAKAしごとフィールドの利用者や合同企業説明会の参加者等にＥカンパニーの認知状況を定期的に把握し、Ｅカンパニーの効果的な周知に努められたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和５年８月１日、事務局：令和５年６月５日から同年７月４日まで）

おおさかプラスチックごみゼロ宣言について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府のプラスチックごみ対策について　(1) 目的及び概要・令和元年６月に開催されたG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有された。・本ビジョンの目標達成に向け、府市共同でプラスチックごみによる河川や海洋汚染の防止に率先して取り組むため、数値目標や具体的な施策、推進体制等を含めた「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画（以下「実行計画」という。）を令和３年３月に策定した。　(2) 実行計画の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 目標 | 目標値（2030年度） |
| ①大阪湾に流入するプラスチックごみの量 | 50％削減 |
| ②河川・海域の水質に係る国の環境基準を達成している割合（大阪市） | 100％ |
| ③水環境に関する市民満足度（大阪市） | 40％ |

２　おおさかプラスチックごみゼロ宣言（以下「ごみゼロ宣言」という。）事業について　(1) 目的及び概要・平成31年１月、SDGs先進都市を目指し、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進及びプラスチックの資源循環の推進等を盛り込んだごみゼロ宣言を、府市共同で行った。・ごみゼロ宣言事業では、ごみゼロ宣言の趣旨に賛同する府内市町村等行政機関、業界団体、NPO、学校、事業者等（以下「宣言事業者等」という。）を募集し、プラスチックごみゼロに向けた宣言をホームページ等で紹介し、みんなでおおさかプラスチックごみゼロを目指す気運を醸成することを目的としている。・宣言事業者等が宣言内容のとおり取組を行っているか、継続的な確認は行っていない。(2) 成果目標や活動指標の設定　　　以下の理由により、ごみゼロ宣言事業の成果目標や活動指標は設定していない。・事業者等の自発的な宣言を求めるものであることから目標数は設定せず、事業者等を随時募集し、できるだけ多くの事業者等の宣言を目指している。・ごみゼロ宣言事業は、実行計画の取組の一つであり、ごみゼロ宣言を促進することにより、実行計画の目標達成に資することを目指している。　(3) 宣言事業者等数ア　宣言事業者等数（令和４年度末）102（市町村：32　業界団体：６　NPO：４　学校：１　事業者：59）　　イ　年度ごとの増加数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H30 | R１ | R２ | R３ | R４ | 計 |
| 市町村 | ３ | 28 | １ | ０ | ０ | 32 |
| 業界団体 | １ | ４ | １ | ０ | ０ | ６ |
| NPO | ０ | ２ | １ | １ | ０ | ４ |
| 学校 | ０ | １ | ０ | ０ | ０ | １ |
| 事業者 | ２ | 18 | ４ | ５ | 30 | 59 |
| 　計 | ６ | 53 | ７ | ６ | 30 | 102 |

(4) 宣言事業者等増加のための取組・他事業での打合せ時や公民戦略連携デスクを通じ、令和４年度は11事業者へ呼びかけを行った。　　・ごみゼロ宣言事業を広く周知し、府全域で一体感を持って取組を推進するための広報ツールとして、宣言事業者等が使用できるロゴマークを作成した。　(5) 関係部局との連携　　・様々な主体によるプラスチックごみゼロに向けた取組が一層促進されるよう、ごみゼロ宣言事業をはじめ総合的に連携するとしているが、具体的な事業は行っていない。　(6) 効果検証　　・ごみゼロ宣言事業を含めたプラスチックごみ対策に係る取組について、実行計画全体についてのPDCAサイクルで確認しているが、ごみゼロ宣言事業単体での効果検証は行っていない。 | １　ごみゼロ宣言事業の目的であるみんなでおおさかプラスチックごみゼロを目指す気運の醸成を図るためには、取組の効果を検証し、新たな取組につなげていくことが重要であるが、ごみゼロ宣言事業は事業者等の自発的な宣言を求めるものとして目標設定や進捗管理は行われていない。２　ごみゼロ宣言事業開始からの５年間で宣言事業者等の数は102に留まっており、他事業での打合せ時や公民戦略連携デスクを通じた11事業者への呼びかけだけでは、宣言事業者等の増加に向けた戦略的、効果的な取組になっていない。とりわけ、業界団体、NPO、学校による宣言が少なく、関係部局との連携が効果的に行われているとはいえない。 | １　ごみゼロ宣言事業に係る取組について、活動指標の設定による進捗管理を実施するなど、より効果的なものとなるよう検討されたい。２　関係部局と連携し事業者等に積極的に働きかけるなど、宣言事業者等の増加や府域全体の気運醸成につながる効果的な取組を検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和５年８月８日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）

公有財産管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部みどり推進室 | 普通財産の貸付状況の確認について、チェックリスト（※１）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※２）も行っていなかった。（※１）様式１：使用許可及び貸付に関するチェックリスト（※２）様式２：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書　　施設名：和泉葛城山ブナ林保全事業用地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 貸付目的 | 貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | 101,589.00㎡ | ブナの保護増殖事業 | 0円 | 平成26年４月１日から令和６年３月31日まで |

　　　施設名：貯木施設整備事業（岸和田）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 貸付目的 | 貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | 7,471.00㎡ | 公園及び緑地として市民の健康増進のための場を提供する | 0円 | 令和２年４月１日から令和７年３月31日まで |

　　　施設名：貯木施設整備事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 貸付目的 | 貸付料 | 貸付期間 |
| 土地 | 11,808.66㎡ | 公園及び緑地として町民の健康増進のための場を提供する | 0円 | 令和４年４月１日から令和５年３月31日まで |

　　 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【公有財産事務の手引】第１章　総則第２節　公有財産事務の概要第２　公有財産の管理体制３　部局長等（財産管理者）の職務 　　　(4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。④　使用・貸付状況の確認行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年３月13日　財産活用課長）】１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）

通勤手当の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部　農政室 | 通勤手当について、病気休暇により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが２件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 戻入すべき額 |
| Ａ | 令和４年４月から同年９月まで | 148,940円 | 144,160円 | 4,780円 |
| Ｂ | 令和４年10月から令和５年３月まで | 61,830円 | 46,020円 | 15,810円 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例】（通勤手当）第14条２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。【職員の通勤手当に関する規則】（支給対象期間）第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。（支給方法等）第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】第４条関係１　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）

通勤認定の誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部農政室 | 　通勤手当の認定を誤り、支給額が不足しているものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 支給対象期間 | 既支給額 | 正規支給額 | 不足額 |
| Ａ | 令和４年４月から令和５年３月まで | 182,200円 | 289,120円 | 106,920円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部　農政室 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和４年４月15日 | 令和４年４月14日 | 令和４年４月27日 | 1,274円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部農政室 | 　過年度に市に無償譲渡した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳から除却処理が行われていなかった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 財産名称 | 種目 | 数量 | 取得価額 |
| 神於山ポンプ場 | 揚排水施設（農業） | ３個 | 1,266,000円 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条(5)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合　滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）

公有財産管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部農政室 | 行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト（※１）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※２）も行っていなかった。（※１）様式１：使用許可及び貸付に関するチェックリスト（※２）様式２：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書　　施設名：大阪府立農業公園

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 許可目的 | 使用料 | 許可期間 |
| 土地及び建物 | 土地13,083.08㎡建物398.08㎡ | 自主事業の実施 | 1,891,150円 | 令和４年４月１日から令和５年３月31日まで |

 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【公有財産事務の手引】第１章　総則第２節　公有財産事務の概要第２　公有財産の管理体制３　部局長等（財産管理者）の職務 　　　(4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。④　使用・貸付状況の確認行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年３月13日　財産活用課長）】１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）

おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：環境農林水産部流通対策室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府の食品ロス削減対策について　(1) 目的及び概要　　・令和３年３月に、事業者、消費者、行政等多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組を総合的かつ効果的に推進することを目的として「大阪府食品ロス削減推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定した。・これに基づき、府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとる社会を目指し、食品ロス削減を推進している。　(2) 推進計画の目標・事業系、家庭系ともに、2000年度比で2030年度に食品ロス量の半減を目指す・2030年度までに、食品ロス削減のための取組を複数行う府民の割合を90％とする２　おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度（以下「パートナーシップ制度」という。）について　(1) 目的及び概要　　・平成30年度に創設され、推進計画において基本的施策として位置づけられるとともに、「食品ロス削減に取り組む事業者について、広く多業種への働きかけを行い、パートナーシップ事業者の増加と、効果的な消費者啓発を推進」するとされている。　　・府内の食品関連事業者等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、消費者等への啓発活動等を実施する際に、府が協力・支援することにより、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的としている。・事業者からの申し出に基づき、活動が適当と認めた事業者をパートナーシップ事業者として決定している。(2) 成果目標や活動指標の設定　　　以下の理由により、パートナーシップ制度の成果目標や活動指標は設定していない。　　　・食品ロス削減に向けた事業者の意欲的かつ自発的な取組を進めるものであることから目標数を設定せず、業種を問わずできるだけ多くの事業者の参画を目指している。　　　・パートナーシップ制度は、推進計画の取組の一つであり、制度周知により、より多くの事業者の参画を図ることで、推進計画の目標達成に向けて取り組んでいる。　(3) パートナーシップ事業者数　　ア　パートナーシップ事業者数（令和４年度末）　　　　38事業者　　イ　年度ごとの推移

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H30 | R１ | R２ | R３ | R４ |
| 年度末の事業者数 | ４ | 19 | 27 | 32 | 38 |
| 各年度の増減数 | ＋４ | ＋15 | ＋８ | ＋５ | ＋６ |

(4) パートナーシップ事業者増加のための取組　　・パートナーシップ事業者の取組について、府のホームページへの掲載や、関係団体へのメールマガジンの配信等により周知している。　　・毎年10月の食品ロス削減月間には、報道提供等で重点的に広報している。　　・事業者向けセミナーにおいて、食品ロス削減の取組に関心のある事業者等を対象に、パートナーシップ事業者の取組事例の紹介と併せて、チラシ配布等によりパートナーシップ制度について周知している。(5) 効果検証　　・推進計画を効果的に推進するため、パートナーシップ制度を含めた食品ロス削減対策に係る取組について、外部有識者等で構成する食品ロス削減ネットワーク懇話会（以下「懇話会」という。）等において継続的に成果を検証しているが、制度単体での効果検証は行っていない。　　・パートナーシップ事業者の取組については、年間の活動計画書と活動報告書により確認し、懇話会においても取組内容やパートナーシップ事業者同士の連携等に係る報告を行っている。 | パートナーシップ制度の目的である食品ロス削減の啓発を進めるためには、多くの事業者の参画を得ることが重要であるが、事業者の自発的な参画を求めるものとして目標設定や進捗管理は行われておらず、制度創設からの５年間でパートナーシップ事業者数は38に留まるなど、戦略的、効果的な取組が行われているとはいえない。 | 　パートナーシップ制度の社会的意義等の理解促進を図るとともに、活動指標の設定による進捗管理を実施するなど、パートナーシップ事業者増加に向けた効果的な取組を検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和５年８月８日、事務局：令和５年６月２日から同月28日まで）

密集市街地対策について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：都市整備部事業調整室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　府における密集市街地の状況について・平成24年度に国土交通省が密集市街地を有する自治体に対して、「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下「危険密集」という。）の調査を実施。・危険密集は、密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地を指す。住生活基本計画（住生活基本法第15条第１項に規定される基本計画）により、実態の把握、解消が定められている。・大阪市域においては「防災性向上重点地区」（※１）、大阪市域外においては「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」（※２）の中から延焼危険性や避難困難性の指標が最低限の安全性を下回っている地区を、各市町が抽出し、府がとりまとめた。府では2,248haが抽出。※１　防災性向上重点地区は、老朽木造建築物等の集積、市街地の燃えやすさ、道路閉塞の可能性を踏まえて、面的な災害の可能性の高い地域※２　災害に強いすまいとまちづくり促進区域は、密集市街地のうち、建築物の不燃化・耐震化の促進と、住宅・住環境や都市基盤施設の整備を総合的に行うことにより、災害に強いすまいとまちづくりを促進する区域・平成26年に「大阪府密集市街地整備方針」（以下「旧方針」という。）を策定。令和２年度末までの危険密集の解消を目標に取組を進めたが、令和２年度末で1,014haが未解消となった。・令和３年３月、旧方針を改定（以下「改定方針」という。）。これまでの取組の拡充・強化を掲げつつ、新たな目標を次のとおり定めた。①危険密集2,248haについて令和７年度末までに９割以上を解消（以下「中間目標」という。）②令和12年度末までに全域を解消２　改定方針について・改定方針に基づく令和３年度からの取組において、119ha（令和３年度：32ha、令和４年度：87ha）が解消され、令和４年度末時点までの解消面積は1,353haである。中間目標を達成するためには、残り３年間で670haを解消する必要がある。・改定方針においては「まちの防災性の向上」、「地域防災力のさらなる向上」、「魅力あるまちづくり」の３本柱に整理した上で、取組を拡充・強化している。・強制力のない任意事業であるため、所有者の協力を得るため以下の取組を新規または拡充して実施している。（新規）・GIS（※）を用いて、延焼拡大の危険性を効果的に低減できる箇所を特定し、道路等の重点整備や延焼経路となる老朽建築物の重点除却を進める。これにより延焼危険性を低減し、最低限の安全を確保することが可能になり、危険密集の解消が進む。※　地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的　に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術（拡充）・市による除却促進。入居者への移転費用の支援や老朽建築物を市が買収するなどの手法により促進を図る。・（公財）府都市整備推進センターにおいて、基本財産を取り崩した財源を活用した、所有者による建替え検討及び除却促進などの支援の拡充を図っている。３　事業の進捗管理について(1)　市の整備アクションプログラムの策定状況・各市において、評価範囲（道路や河川等により分断され、それ以上に延焼しないと判定される区画。原則10ha～30haで設定される。）ごとに解消に必要な事業量やスケジュールを記載した整備アクションプログラムを策定し、実効性を担保している。毎年度、市街地の更新状況や事業の進捗状況について意見交換を行い、必要に応じてアクションプログラムの見直しを行うことで、進捗管理を行っている。・各市（大阪市を除く。）の地区の評価範囲ごとに、解消までの計画事業量として老朽建築物除却(建物数)、道路の整備予定延長(ｍ)、用地取得面積が記載されているとともに、令和３年度以降の累積実績が示されている。各年度の計画事業量や実績は記載されていない。(2)　目標達成の見通し・所属では、令和３、４年度に解消した地区について、各市が定めるアクションプログラムで設定していた目標年次よりも早い解消が実現したと認識している。延焼の危険性を効果的に低減できる箇所での確実な事業実施を図ることで、目標達成が可能と見込んでいる。(3)　情報の公表・各地区の危険密集の解消状況については、令和４年度末の解消及び未解消面積が府ホームページで公表されている。直近の状況については数値で確認できるが、解消面積の推移は示されていない。また、市域または府域全体の計画事業量や実績を把握するためには、各市の整備アクションプログラムの各評価範囲の地区ごとについて、年度ごとの計画事業量や実績を確認していく必要がある。 | １　改定方針の中間目標（令和７年度末までに危険密集の９割を解消）については、GISを活用して、解消効果の大きい事業に重点的に取り組むことにより、達成可能と見込んでいる。しかしながら、令和３年度以降、未解消面積1,014haに対して119haの解消に留まっていること、目標達成の前提となる道路整備等の事業の整備見通しも明確ではなく、目標達成を可能と見込む根拠が示されていないことから、中間目標の達成に懸念がある。２　危険密集の解消状況について、令和４年度末の解消及び未解消面積が府ホームページで公表されており、直近の状況は数値で確認できるが、解消面積の推移は示されていない。市単位や府域全体の危険密集の解消状況を把握するためには、各市の整備アクションプログラムにおける各評価範囲の状況を年度ごとに見ていく必要がある。　　 | １　計画の実効性を確保する観点から、年度ごとの事業量や実績、今後の見通しなど、目標達成に向けた工程を明確化し、より効果的な進捗管理のあり方について検討されたい。２　危険密集の解消に向けた取組に対する府民の理解を促進し協力を得られるよう、危険密集の解消状況や取組の進捗等を市単位や府域全体として分かりやすく公表するなど工夫し、情報提供されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和５年８月９日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 都市整備部　河川室 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生時期 | 件数 |
| Ａ | 令和４年12月 | １件 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）

府営住宅の空家への対応について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：都市整備部住宅建築局住宅経営室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　府営住宅の概要について(1) 概要及び空家率について　　　府では、府営住宅の供給を通じて、住宅に困っている方々の居住の安定確保に取り組むとともに、令和３年12月に策定した「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（以下「ストック計画」という。）等に基づき、再編･整備等による管理戸数の適正化を図っている。**・**空家には、政策空家として、建替えや用途廃止、エレベーター設置など府の事業上の都合のため募集を停止している住戸、グループホームなど目的外使用の住戸がある。**・**政策空家以外の空家として、募集不可住戸（前入居者の汚損・においや近隣住戸の騒音などの迷惑行為などにより新規入居に堪えない住戸）や、手続中の住戸（募集準備中及び入居・退去手続中）のため、新規の募集ができない住戸がある。**・**再編･整備をしている期間は、当該府営住宅の募集を停止しているため、政策空家が増え、空家率は年々増加している。**・**政策空家以外の空家率は、令和元年度以降は9.2％～10.4％の範囲で推移している。(2) 募集方法、募集手続及び募集対象住戸について　**・**府営住宅の募集方法は、総合募集、随時募集（総合募集で応募がなかった住戸の募集）、随時募集（先着順）の３種類あり、住戸別に募集している。**・**申込者は、１世帯につき１住戸のみ申込みが可能であり、応募者多数の場合は、当選者に加えて補欠者を１名決定している。**・**募集対象は、政策空家を除き募集可能な住戸のみを抽出して募集している。また、退去に伴う空家は退去処理手続を終えてから募集可能な住戸となり、入居決定後に修繕を実施している。（3）空家への対応について　　ア 空家率増加の要因　（ｱ）政策空家の増加令和３年12月にストック計画が策定され、新たに再編･整備に位置付けた56団地についても募集停止したため、空家率が増加している。（ｲ）政策空家以外の空家の増加府営住宅をはじめとする公営住宅の戸数は令和２年度時点において、これを必要とする世帯数を上回っていることから、空家が増加している。また、入居者の高齢化が進行する中、単身で亡くなる場合や使用状況が悪い住戸について、募集までに期間を要する住戸が増加している。　イ 入居辞退について**・**辞退率は、募集戸数のうち、応募があった住戸に対する当選者と補欠者の辞退数の合計の割合であり、平成30年度以降は26％を超えている。**・**当選辞退届に辞退理由欄（自由記載）があるが、辞退理由の統計的な把握はしていない。辞退要因は個人に由来する理由（本人や家族の環境の変化、住戸の条件が合わない、費用の工面ができない等）であるとみている。**・**当選者及び補欠者が辞退した住戸は、辞退時期にもよるが募集案内の印刷などの募集準備のため、約４か月後の募集で再度入居者を募集するため、入居するのは約６か月後になる。（令和４年度に当選者及び補欠者が辞退した住戸：198住戸）**・**防止する方策として、入居資格のより分かりやすい広報等を考えている。ウ 今後の対応について　　空家解消に向けたさらなる取組について、令和６年度に予定している指定管理者の公募に向けて検討中としている。　２　令和２年度に導入した入居に伴う空家修繕年間実施想定戸数について（1）導入の経緯及び費用の取扱い（以下「制度」という。）**・**府営住宅における空家が増加傾向にあることから、退去後の空家修繕を確実に進め、人気のある住宅での空家解消を図るために各地区の指定管理者を公募した際に空家修繕実施想定戸数を設定している。**・**空家修繕の実績戸数が想定戸数を下回った場合は、指定管理者が公募申請時に提出した当該空家修繕費の平均戸当たり単価に下回った戸数を乗じた金額を府へ返還している。 **・**想定戸数を上回った場合と、修繕を実施した後に辞退がありその後に期間の経過によって再度同一の指定期間内に修繕を行う場合は、府から指定管理者に追加の支払いは行わない。（2）制度導入前後の修繕戸数の増減状況**・**管理センター11地区における導入前後の状況は、修繕戸数が増加した地区は８地区、減少した地区は３地区（枚方、布施、藤井寺）となっている。**・**実施想定戸数に対する実績を指定管理者ごとに見ると、東急コミュニティー（５地区）及び近鉄住宅管理は想定戸数と同じか上回っているが、日本管財は下回っている。（3）制度の効果検証について**・**所属では、空家修繕実施想定戸数の設定により、政策空家以外の空家率が令和２年度（10.4％）を頂点に減少傾向にあることから、効果が出ていると認識している。 | １　辞退された住戸は次の入居までの期間空家となり、賃料減少や管理費増加につながる。府営住宅の募集戸数のうち、平成30年度以降の辞退率が26％を超えている中、補欠者の設定は１名だけのため、空家の抑制が効果的に行われているとはいえない。　２　辞退率の軽減を図るためには辞退要因の把握が必要となるが、辞退理由について統計的に整理分析していない。３　入居に伴う空家修繕実施想定戸数の導入について、指定管理者が想定戸数を上回って修繕した場合に追加の支払いはなく、指定管理者の負担となっている。制度の導入の効果として空家率は減少傾向にあるとしているが、空家修繕の実績戸数が想定戸数を下回っている指定管理者もあり、必ずしも制度が効果を上げているとは言い難い。 | １　空家を抑制するため、補欠者の設定人数の見直しを検討されたい。２　辞退理由について統計的な分析を行い、辞退要因を把握した上で、辞退を抑制する取組を検討されたい。３　入居に伴う空家修繕実施想定戸数の設定について指定管理者にとってインセンティブが働く制度となるよう工夫するなど、空家修繕実施戸数の増加につながる取組を検討されたい。　 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和５年８月７日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 都市整備部　住宅建築局　　住宅経営室 | 　人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 人間ドック | 令和４年７月21日 | 午前10時00分から午後３時00分まで | 午前９時00分から午後５時30分まで（全日） |
| Ｂ | 人間ドック | 令和４年９月14日 | 午前９時30分から午後３時00分まで | 午前９時30分から午後６時00分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。２　厚生に関する計画の実施に参加する場合【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの人間ドック、婦人科検診、大腸検診（以下略） | （略） |

 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 都市整備部　住宅建築局　　住宅経営室 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 非常勤職員 | ワクチン接種日 | ワクチン接種に必要と認める時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間　　 |
| Ａ | 令和４年12月６日 | 午前10時00分から午前11時00分まで | 午前９時30分から午後４時00分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】（職務に専念する義務の免除）第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合【職務に専念する義務の特例に関する規則】（職務に専念する義務の免除）第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。12　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合【令和５年５月８日付け改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領】第８－５　新型コロナワクチン接種を受ける場合の職務専念義務免除の取扱いについて新型コロナワクチン接種を受ける場合の服務の取扱いについては、本府人事委員会との協議の上、職免規則第２条第12号に該当するものとし、職務に専念する義務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。(1)職務に専念する義務を免除する場合ａ　医療従事者等に該当する職員以外の職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合(2)職務に専念する義務を免除する期間必要と認める期間又は時間【新型コロナウイルス感染に関する職場対応ＦＡＱ（所属向け）R４．４．１】Ｑ23　非常勤職員の就業等規則に規定のある特別休暇には、勤務時間や任用期間の付与要件があるが、本ＦＡＱ掲載の職務専念義務免除や特別休暇は、すべての非常勤職員が対象となるのか。→本ＦＡＱ掲載の職務専念義務免除や特別休暇は、勤務時間等にかかわらずすべての非常勤職員が対象となります。 |

 |

 監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 都市整備部　住宅建築局　　住宅経営室 | １枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求めることとされているが、領収書等が添付されていないにもかかわらず病気休暇の承認が行われていた。また、当該診断書の発行日から起算して１年を経過していたが新たな診断書の提出がなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生日 | 取得時間 |
| Ａ | 令和４年９月26日 | 午前８時30分から午後１時45分まで |
| 令和４年12月19日 | 午前８時30分から午後１時28分まで |

　 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（病気休暇）第14条　任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。２　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。【病気休暇の承認手続きの見直しについて（通知）】（平成25年３月21日付け人企第2146号　総務部長通知）１　病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| ７日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、７日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。 | 病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。 |

○１枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。○提出された診断書について、その発行日から起算して１年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。 |

 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 都市整備部住宅建築局住宅経営室 | 出勤簿を確認したところ、遅参又は早退ありとなっているものが６件あった。本件については、管内出張（宅発又は宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張日 | 未払旅費額 |
| Ａ | 堺市南区 | 令和４年５月20日 | 1,310円 |
| 大阪市中央区 | 令和４年５月23日 |  720円 |
| 堺市堺区 | 令和４年５月25日 |  340円 |
| 泉佐野市 | 令和４年５月27日 | 1,300円 |
| 高石市 | 令和４年５月30日 |  630円 |
| 堺市南区 | 令和４年５月31日 | 1,310円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）

契約手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪都市計画局計画推進室 | 大阪北部サイクリングマップのサイクリングナビ掲載に係る広報業務の委託契約締結において、大阪府財務規則第68条第３号を適用して契約保証金を免除していたが、契約保証金免除申請書を確認したところ、契約金額の７割に満たない履行実績が含まれており適用条件を満たしていなかった。契約名称：大阪北部サイクリングマップのサイクリングナビ掲載に係る広報業務１　契約金額：605,000円（７割の契約金額は、423,500円）２　過去２年間の数回以上の契約実績(1) 880,000円(2) 396,000円 | 【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】第68条　契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。　三　令第167条の５又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去２年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。　【大阪府財務規則の運用】第68条関係１　規則第68条第３号中「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、その他これらに含まれない工事については専門工事（建設業法の別表に掲げるもの）の区分、船舶（建造及び修理）等をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の７割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、２回以上をいう。ただし、長期継続契約による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額の記載があるときは契約月額に12を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。　　なお、「過去２年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月26日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪都市計画局　計画推進室 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和４年10月20日 | 令和４年10月19日 | 令和４年10月20日 | 360円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月26日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 教育庁教育振興室 | 　大腸検診の受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 大腸検診 | 令和５年３月７日 | 午後２時00分から午後５時00分まで | 午前９時30分から午後６時00分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの人間ドック、婦人科検診、大腸検診（以下略） | （略） |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月７日から同年７月11日まで）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 教育庁　教育振興室 | 出勤簿を確認したところ、出退勤なし及び遅参ありとなっているものが３件あった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 |
| Ａ | 令和５年３月22日 | 出退勤なし | 年休入力漏れ |
| Ｂ | 令和５年３月29日 | 遅参 | 年休入力漏れ |
| Ｃ | 令和５年３月29日 | 遅参 | 年休入力漏れ |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月７日から同年７月11日まで）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 阿武野高等学校 | 　下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 繊維類 | 繊維類 | 令和５年３月10日 | ２ | 208,714円 |
| ミスタークイックテントＴＡ-３４ |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月26日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| みどり清朋高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが２件あった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 事実発生時期 | 件数 |
| Ａ | 令和４年10月 | ２件 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月22日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| みどり清朋高等学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 機械器具類 | 計器測量器具 | 昭和６年２月17日 | １ | 148,000円 |
| 測定器 |

 | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月22日）

公有財産管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 泉大津高等学校 | 行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト（※１）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※２）も行っていなかった。（※１）様式１：使用許可及び貸付に関するチェックリスト（※２）様式２：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書　　施設名：泉大津高等学校

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 許可目的 | 使用料 | 許可期間 |
| 建物 | パソコン一式 | 同窓会連絡用 | 0円 | 令和４年４月１日から令和５年３月31日まで |

 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【公有財産事務の手引】第１章　総則第２節　公有財産事務の概要第２　公有財産の管理体制３　部局長等（財産管理者）の職務 　　　(4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。④　使用・貸付状況の確認行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年１回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年３月13日　財産活用課長）】１　毎年７月１日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式１）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。２　調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。３　調査を実施した場合は、別添報告書（様式２）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月23日）

業者負担光熱水費の徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 門真なみはや高等学校 | 体育館競技場空調設備工事について、工事業者が使用したガス料金について負担を求めていたが、当該ガス料金の徴収に当たり、学校の「一般」の使用量及び料金に基づき算出すべきところ、「一般」に「小型空調」を加えた使用量及び料金に基づき算出したため、業者からの負担金を過大に徴収していた。（正）（一般の料金／一般の使用量）×工事業者のガス使用量（誤）（（一般の料金＋小型空調の料金）／（一般の使用量＋小型空調の使用量））×工事業者のガス使用量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事期間 | 誤（既収納額） | 正 | 超過額 |
| 令和４年10月19日から令和５年２月10日まで | 8,008円 | 7,969円 | 39円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月25日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 門真なみはや高等学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 機械器具類 | ＯＡ器具類 | 平成22年３月25日 | ６ | 556,620円 |
| ノートパソコン |
| 機械器具類 | ＯＡ器具類 | 平成22年３月25日 | ２ | 33,600円 |
| スイッチングＨＵＢ |

 | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月25日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 東住吉総合高等学校 | 特別休暇（服喪休暇）について、条例及び規則で定める日数を超えて承認しているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 続柄 | 休暇承認日 |
| Ａ | 祖父（休暇日数：３日以内） | 令和４年６月24日から同月28日までの５日間 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（特別休暇）第15条　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】（特別休暇）第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間　別表第５（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した者 | 日数 |
| 父母、配偶者、子 | ７日 |
| 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 |
| 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |

備考３　日数の計算は、承認された期間の最初の日から起算する。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月24日）

備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 東住吉総合高等学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 家具什器類 | 冷暖房器具 | 昭和48年４月20日 | １ | 476,000円 |
| ルームクーラー |
| 機械器具類 | 機械類 | 昭和38年４月１日 | １ | 510,000円 |
| 旋盤 |
| 機械器具類 | 事務器具類 | 昭和41年３月31日 | １ | 300,000円 |
| 電話交換機 |
| 機械器具類 | 通信器具類 | 昭和41年３月12日 | １ | 300,000円 |
| トランシーバー |
| 図書類 | 図書類 | 昭和58年４月14日 | １ | 130,000円 |
| 図書 |

 | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月24日）

有効期間を経過した計量器の使用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 東住吉総合高等学校 | 　行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業に伴うガス料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。

|  |  |
| --- | --- |
| 計量器の種類 | 有効期間の終期 |
| ガスメーター　１台 | 令和５年１月 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【計量法】（使用の制限）第16条　次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第２条第１項第２号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第６条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第１項及び第151条第１項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。三　第72条第２項の政令で定める特定計量器で同条第１項の検定証印又は第96条第１項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月24日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 西成高等学校 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和４年７月24日 | 令和４年７月21日 | 令和４年７月22日 | 560円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月31日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 西成高等学校 | 30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。

|  |  |
| --- | --- |
| 職員 | 診断書における休業期間 |
| Ａ | 令和４年11月21日から同年12月26日まで（36日間） |

 | 検出事項について、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】（病者の報告等）第31条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第４号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月31日）

履行確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 岬高等学校 | 女子トイレ及び美術室換気扇取替修繕について、履行を確認できる書類を徴取していなかった。契約名称：女子トイレ及び美術室換気扇取替修繕１　契約期間：令和４年10月５日から同年11月30日まで２　契約金額：38,500円　３　完了日：令和４年10月11日　４　検査日：令和４年10月11日 | 　検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務規則】（支出の命令）第40条　支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。【大阪府財務規則の運用】第40条関係１　支出命令者は、支出負担行為に基づき支出の命令をしようとするときは、財務会計システム等（財務会計システム、物品調達システム及び人事給与福利厚生情報管理システムをいう。以下同じ。）を使用して作成した支出命令伺書に、請求書、支給に関する調書等の必要書類（物品の購入及び修理については、納品又は履行を確認できる書類を含む。）を添付し、これに決裁をしたのち規則第40条に規定する出納員に送付して支出の命令をするものとする。（以下略） |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月29日）

行政財産の使用許可に係る光熱水費等経費の徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 岬高等学校 | 　業者が負担する食堂の水道料金は、食堂で使用した使用量を学校全体の使用量で除した量に学校全体の水道料金を乗じて算出することになっているが、令和４年12月から令和５年１月分における業者負担額の徴収にあたり、学校全体の使用量を誤って算出したため、業者からの負担金を過大に徴収していた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 誤（既収納額） | 正 | 超過額 |
| 業者が負担する水道料金 | 9,930円 | 8,378円 | 1,552円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月29日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 四條畷高等学校 | 　人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 健康診断名 | 検診日 | 検診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 人間ドック | 令和４年８月８日 | 午前10時50分から午後５時30分まで | 午前９時00分から午後５時30分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版）第７章　服務　７　職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく）　　○条例に基づく職務専念義務の免除　　　　本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条　例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの　 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等（以下略） | （略） |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月30日）

不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 四條畷高等学校 | 特別休暇（服喪休暇）について、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えて承認しているものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 続柄 | 葬儀の場所 | 休暇承認日 |
| Ａ | 配偶者の父（休暇日数：３日以内） | 千葉県市川市 | 令和４年８月29日から同年９月２日までの５日間 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（特別休暇）第15条　任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】（特別休暇）第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間　別表第５（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した者 | 日数 |
| 父母、配偶者、子 | ７日 |
| 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 |
| 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |

備考４　遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月30日）

資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部　総務部　　施設課 | 令和４年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものが６件含まれていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 |
| 令和３年度 | 交通管制センター中央装置高度化における整理統合基本設計業務 | 5,060,000円 | 2,915,000円 |
| 令和３年度 | 大阪府豊中南警察署屋上防水改修工事 | 23,984,400円 | 14,484,400円 |
| 令和３年度 | 大阪府箕面警察署消防設備改修工事 | 10,678,800円 | 10,678,800円 |
| 令和４年度 | 大阪府警察堺北１待機宿舎外壁改修工事 | 384,965,900円 | 20,300,000円 |
| 令和４年度 | 大阪府警察りんくうタウン別館外壁改修工事 | 69,212,000円 | 4,800,000円 |
| 令和４年度 | 大阪府警察門真運転免許試験場外１件信号機設備改修工事　　　　　 | 11,572,000円 | 11,572,000円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【建設仮勘定取扱要領】第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。（参考）建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理、５　建設仮勘定　より○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価額の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。○　工事が完成して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月10日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 警察本部地域部第一方面機動警ら隊 | 管内出張について、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（定期券認定経路）と重複する区間があったが、旅費の減額調整がされておらず、過誤払となっているものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 |  既支給旅費額  | 正規支給旅費額 | 過誤払旅費額 |
| Ａ | 令和４年９月13日 | 1,180円 | 410円 | 770円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【職員の旅費に関する条例】(旅費の調整)第43条　任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。【大阪府警察職員の旅費に関する要綱】第５　旅費額の計算及び運賃等の調整６　その他(3)　旅行の経路が、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（以下「定期券認定経路」という。）と重複する場合は、その重複する区間の鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、一の旅行区間に定期券認定経路と重複する区間がある場合で、その重複する区間において乗車又は降車のいずれも行わないときは、この限りでない。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月10日まで）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 豊能警察署 | 自動車等修繕に係る契約について、契約手続の決裁と同時に行う経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。契約名称：自動車等修繕に係る契約１　契約期間：令和４年７月４日２　経費支出伺書の起案日：令和４年７月４日３　経費支出伺書の決裁日：令和４年７月６日４　支出負担行為額：660円契約名称：自動車等修繕に係る契約１　契約期間：令和４年８月26日２　経費支出伺書の起案日：令和４年８月26日３　経費支出伺書の決裁日：令和４年８月29日４　支出負担行為額：2,200円 | 【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札及び規則第61条の３に規定する方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月30日）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 枚方警察署 | 強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。契約名称：強制採血に係る契約１　契約期間：令和４年６月20日２　経費支出伺書の起案日：令和４年６月22日３　経費支出伺書の決裁日：令和４年６月22日４　支出負担行為額：5,000円 | 【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札及び規則第61条の３に規定する方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月25日）